

5-1 労働時間、休憩、休日に係る労基法第4章の構成

<b>第4章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇</b>	
<b>(32条～41条)</b>	
32条 労働時間	
32条の2 1か月単位の変形労働時間制	
32条の3 フレックスタイム制	
32条の4 1年単位の変形労働時間制	
32条の4の2 1年変形に対する中途採用・退職者の取扱	
32条の5 1週間単位の変形労働時間制	
33条 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等	
34条 休憩	
35条 休日	
36条 時間外及び休日労働	
37条 時間外、休日及び深夜の割増賃金	
38条 時間計算	
38条の2 事業場外労働	
38条の3 専門業務型裁量労働制	
38条の4 企画業務型裁量労働制	
39条 年次有給休暇	
40条 労働時間及び休憩の特例	
41条 労働時間等に関する規定の適用除外	

労働基準法第4章は、「労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」について規定するところであり、第32条～第41条（18箇条）からなっている。

第32条は、労働時間の原則を週40時間、1日8時間と定めている。

第32条の2からは4種類の変形労働時間制を規定する。

第34条は「休憩」、第35条は「休日」に関する規定である。

第36条には、時間外・休日労働の制限解除要件たる三六協定について規定している。

第38条の2からは3種類のみなし労働時間制を規定する。

第39条は年次有給休暇に関する規定である。

第40条に労働時間及び休日の特例を、第41条では、一定の業種（農・畜・水産業）や管理監督者等に対する労働時間規定の適用除外を定めている。